

招 集 期 日	令 和 4 年 7 月 13 日 (水)		会議の場所	301 会議室
会議の時刻 及び宣告者	開会の時刻 午後 1 時 30 分		開 会 者	教 育 長
	閉会の時刻 午後 2 時 40 分		閉 会 者	教 育 長
委 員 出 席 状 況				
氏 名	摘 要	氏 名	摘 要	
秋 本 文 子 教 育 長	出 席	平 野 博 之 委 員	出 席	
柿沼拓弥教育長職務代理者	出 席	岩 崎 智 子 委 員	出 席	
高 瀬 賢 一 委 員	出 席			
議 事 参 与 者 及 び 説明のための出席者	細村学校教育部長	清水生涯学習部長	須永教育総務課長	今成学校教育課長
	田中学校給食センター所長	米花生涯学習課長	佐藤スポーツ振興課長	根岸図書館長兼郷土資料館長
書 記 名	教育総務課総務係 小林			傍聴人 1 名
会議事件名	て ん 末			
開 会 日程第1 前回会議録の承認	教育総務課長	本日、1名の傍聴人がある。		
	教育長	傍聴人の入室を許可する。 (傍聴人 入室)		
	教育長	7月定例教育委員会を開会 教育委員会の会議は公開が原則となっているが、人事に関する案件等について出席委員の3分の2以上の多数で議決した場合は非公開とすることができる。本日の日程の中で非公開とすべき案件は無いため、全て公開としてよろしいか。		
	教育長	異議なしの声あり 6月定例教育委員会の会議録について諮った。		

会議事件名	て ん 末	
<p>日程第2 報告事項1 令和4年度6月定例市 議会提出(教育委員 会関係)議案等につ いて</p>	<p>教育長 教育長 学校教育部長</p>	<p>異議なしの声あり</p> <p>前回会議録は、承認された旨宣した。</p> <p>報告事項1について、学校教育部長及び生涯学習部長から説明を求めた。</p> <p>斉藤隆議員から、「羽生市立小中学校修学旅行等中止に伴うキャンセル料等補助金について」議案質疑があった。</p> <p>「修学旅行、スキー学校、林間学校における旅行事業者のキャンセルに関わる約款について」である。旅行事業者は国土交通省が定める標準旅行業約款に基づきキャンセル料の発生日や金額を旅行契約時に学校に提示していると答弁した。</p> <p>「キャンセル料が発生する場合について」である。例えば実施日直前の新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖等の場合、旅行先の感染状況を鑑み中止又は目的地を変更する、若しくは実施日を変更する場合等を想定していると答弁した。</p> <p>「キャンセル料等補助金の「等」について」である。中学校の修学旅行では、旅行契約を締結した時点で企画料金が発生する。そのため、旅行約款で提示されたキャンセル料発生期間前であっても、旅行を中止する場合は、旅行企画料金を負担することとなる。この企画料金のような負担が発生することを想定し、「等」としていると答弁した。</p> <p>「修学旅行・スキー学校・林間学校の事業中止および延期についてのガイドラインについて」である。市教育委員会では、埼玉県教育委員会が作成した「市町村立小中学校・義務教育学校版 通常登校におけるガイドライン」や、新型コロナウイルス感染症が感染拡大している状況において発出される埼玉県教育委員会からの通知を参考に対応している。最新の通知は令和4年5月に発出されており、その中で、校外行事については、目的地の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て適切に実施することとされていると答弁した。</p> <p>「修学旅行等の最終的な事業中止および延期の判断を行う所 在について」である。事業中止および延期の判断を行うのは学</p>

会議事件名	て ん 末
	<p>校の責任者である校長である。しかし、市教育委員会は常に学校の状況を把握し、校長を支援し、判断を校長任せにするのではなく、市教育委員会、校長が一緒になって考え、迷いなく判断できるよう支援していくと答弁した。</p> <p>齊藤万紀子議員から、「生活支援について」議案質疑があった。</p> <p>「学校給食を2か月間無償化について」である。令和4年9月及び10月分の学校給食費を無償化する。今後の方針については、学校給食無償化は羽生市の財政状況を鑑み、今回の2か月間の対応と考えていると答弁した。</p> <p>「学校給食費の据え置きについて」である。予算分の据え置き期間、食材高騰を補填する据え置き期間は令和5年3月分までとなっている。「給食の賄材料の内容」については、食材の調達について、安全安心な学校給食の推進の観点から、これまで通り栄養バランス及び質や量を保った学校給食の実施に努め、「今後の方針」については、賄材料費等の値上がり分を市が負担し、学校給食費を据え置きしたいと考えていると答弁した。</p> <p>「学校給食日数増加について」である。令和4年度の年間給食提供日数を当初予定より2日間増加する。補正予算額200万円の積算根拠は、令和3年度の賄材料費決算見込み額を、給食提供日数185日で割ると1日当たり約100万円となり、2日分として200万円の補正予算として計上した。「今後の方針」については、依然として物価上昇が想定されることから、現在の年間給食提供日数185日を基準とし、市の財政状況、社会情勢、国からの交付金等を鑑み、給食の提供日数を検討していくと答弁した。</p> <p>齊藤万紀子議員から、「ICT教育の現状と課題について」一般質問があった。</p> <p>「現在の利用状況について」である。令和4年5月末日現在の市内全小中学校における小学校2年生以上の児童生徒用学習パソコン利用状況を調査した結果、市内小中学校全てにおいて100%、児童生徒用学習パソコンを活用している。内訳は、小学校では「ほぼ毎日」が約60%、「週に3～4日」が約22%、「週に1～2日」が約18%で、中学校では「ほぼ毎日」が約33%、「週</p>

会議事件名	て ん 末
	<p>に3～4日」が約11%、「週に1～2日」が約56%である。</p> <p>教師用デジタル教科書の利用頻度は、市内全小中学校においてほぼ毎日、いずれかの学年・教科で使用していると答弁した。</p> <p>「特別な支援が必要な児童生徒の活用状況について」である。特別支援学級においても学習パソコンを日常的に活用している。カメラ機能の使用やタッチパネルでの解答や描画、大型モニター等を活用している。特別な支援が必要な児童生徒の特性に合わせてICTを活用することで、個別最適な学びの充実に繋がっている。また、日本語指導については、日本語指導員用のアカウントを作成し、日常的に学習パソコンを指導の際に活用できる環境を整えている。</p> <p>「保護者との情報共有」については、市教育委員会では、令和3年6月に「羽生市小・中学校 学習パソコン家庭利用ガイドライン」を作成し、また児童生徒向けに学習パソコンを使うときの約束などを作成した。学習パソコンを活用している様子の周知については、各学校において学習参観における積極的な学習パソコンの活用、ホームページでの公開、学年だより等を通じて周知していると答弁した。</p> <p>「子どもたちの健康状態について」である。児童生徒の視力については、令和3年度統計調査によると、視力1.0未満の児童生徒の人数の割合は小学生が31.2%、中学生が57.2%となっている。ドライアイ、姿勢の悪化、ストレス等の報告は現時点で把握していない。また、保護者の連絡手段や健康状態の把握については、担任や養護教員等による日常の健康観察だけでなく、連絡帳や電話での担任と保護者との日常的なやり取りの中で、健康についての情報共有を行い、個別に対応していると答弁した。</p> <p>「学習パソコンの持ち帰りについて」である。文部科学省から平成30年9月に「児童生徒の携行品に係る配慮について」通知が出された。市教育委員会としては、この通知を各学校に周知しているが、再度、暑い日だけでなく、学習パソコンを持ち帰る日には、他の荷物の持ち帰りを減らすなど、実態に合わせた対策を講じるよう校長研究協議会で指導していくと答弁した。</p> <p>「羽生市におけるICT教育の検証について」である。ICT教育</p>

会議事件名	て ん 末	
		<p>のメリット・デメリットについては、メリットは主に 5 つ、デメリットは主に 4 つあると捉えている。これらのメリット・デメリットは常に検証が必要な内容で、今後は市教育委員会が中心となり情報視聴覚主任会や教務主任を中心とした学力向上推進委員会を定期的開催し、羽生市における ICT 教育を検証し、さらに関係機関と連携を図りながら、ICT 教育を発展させていきたいと答弁した。</p> <p>増田敏雄議員から、「学校におけるいじめ問題等のトラブルに対応する第三者機関としてのスクールアドバイザーの設置の可能性について」一般質問があった。</p> <p>現在、本市では、いじめ問題の早期発見・早期対応・早期解決のために大きく七つの体制を整えている。一つ目が、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置。二つ目が、市の教育相談員の配置。三つ目が、第三者機関としてのいじめ問題調査審議会を設置。四つ目が、いじめ解決に向けたサポートチームの編成。五つ目が、教職員の研修の充実。六つ目が、羽生市顧問弁護士の活用。七つ目が、埼玉県教育委員会のスクールロイヤー制度の活用です。現在、スクールアドバイザーは設置していないが、七つの体制を利活用することで早期解決を目指し、対応していきたいと考えている。しかし、スクールアドバイザーは、今後の体制の一つとして効果的であると考え、引き続き国や埼玉県の動向に注視しつつ、スクールアドバイザーについて研究していくと答弁した。</p> <p>生涯学習部長 西山丈由議員から、「公民館のさらなる活用について」一般質問があった。</p> <p>「公民館のコミュニティセンター化について」である。「センター化した場合のメリットとデメリット」については、メリットは、社会教育法に規定された利用制限が緩和されるため、活動機会の拡充や施設の有効活用が図られ、より幅広い年齢層に利用者が増加することが見込まれること。また、利用制限が緩和されることで、物品の販売等や地域作りに係る活動、また営利団体等による学習活動など、従来の社会教育事業に限らず、</p>

会議事件名	て ん 末
	<p>幅広い目的で利用することが可能になると考えている。デメリットは、利用機会の幅が広がることで、今まで主に利用していた公民館登録団体・サークルの活動時間等に影響が生じることや、利用制限緩和で学習環境に影響が生じる可能性があることが考えられると答弁した。</p> <p>「コミュニティセンター化の基本的な整備手順」については、公民館運営審議会において協議し、また、検討委員会を立ち上げ、調査研究を行っていくことが必要である。その他、羽生市公民館の設置および管理条例をはじめ、関係例規の改正、職員の配置計画、住民説明会の開催などを実施することになる。なお、近隣自治体の状況は、加須市では令和4年度から全ての公民館をコミュニティセンター化へ移行していく、鴻巣市では3施設、久喜市では5施設がコミュニティセンターとなっていると答弁した。</p> <p>「公民館の運営の民間委託について」のうち、「他自治体の状況」についてである。北本市が公民館の管理運営について、平成26年度から指定管理者制度を導入している。そのほか、貸館受付業務や施設管理業務など、一部の業務を委託している事例は数多い。「運営委託した場合のメリットとデメリット」についてである。デメリットは、現在会計年度任用職員が行っている業務などを、地域協議会に委託する場合、公民館長や主事職員は、運營業務に対して直接的な指示ができなくなる。メリットは、地域の特性を生かしての課題解決、福祉の向上、発展に寄与する地域に密着した事業が行われることが考えられ、その他、地域協議会を生かした公民館の運営手法として、公民館運営審議会との連携が考えられると答弁した。</p> <p>「閉校になった学校へ公民館機能の移転について」である。市内の小・中学校の多くは、指定避難所となっており、閉校となった場合でも、地域の防災拠点の一つとして、当面の間、避難所としての機能は残す予定である。活用方法については、公民館機能の移転も、有効利用の一つであると考えられる。また、今後、学校・保護者・地域から成る組織、「再編成準備委員会」の中でも各委員の意見を伺いながら、市長部局と連携を図り、どういった形が一番良いか、知恵を出し合いながら考えていきたいと答弁した。</p>

会議事件名	て ん 末
	<p>齊藤隆議員から、「文化財の保存及び活用の取り組み強化のために」について一般質問があった。</p> <p>「文化財保存活用地域計画の認識及び作成、文化庁長官への認定申請について」及び「文化財保護法第 183 条の 9 に示された協議会設置について」である。</p> <p>文化財保存活用地域計画は、平成 30 年度に文化財保護法が改正されたことにより制度化されたもので、市町村が作成する地域における文化財の保存・活用に関する総合的な計画である。内容は、地域の歴史文化の特性に基づき、市が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定めるとともに、継続性、一貫性のある保存活用の促進を図るものである。計画の重要性は十分に認識しているところだが、本市においてこれをまとめていくためには、先に取り組むべきいくつかの課題がある。まず、未指定文化財を含む調査を実施するとともに、郷土資料館や地域史発掘事業を実施している市民団体等との連携を図り、文化財を把握整理することが必要である。その上で、文化財の保存活用に関して、市の歴史文化の特性に基づき、上位計画である羽生市総合振興計画との整合性を考慮しながら、市が目指す将来的なビジョンを定める段階が来たなら、文化財の所有者、学識経験者、商工観光関係団体等で構成される協議会を設置し、地域計画の作成に係る協議を行いたいと考えている。また、地域計画は、文化庁長官の認定を申請することから、文化財保護法の規定に適合する計画となるよう、十分配慮していくと答弁した。</p> <p>「文化財保存活用支援団体の指定について」である。この支援団体は、未指定文化財の調査を進めていく上で、地域の文化財の保存活用に取り組む民間団体等を指定することが想定される。また、この支援団体は、文化財保存地域活用計画の作成に関する協議会の構成員であることから、まちづくりや観光などの分野とも連携するため、地域振興に取り組む団体等を指定することも想定される。支援団体の指定に当たっては、未指定文化財を含めた文化財の調査の進捗状況等を踏まえ、その時期を検討したいと答弁した。</p> <p>「文化財保護法第 182 条第 3 項に示された条例制定」「羽生市の文化財の保存活用に関わる施策について」「文化財登録簿の作</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>報告事項2 令和4年度羽生市教育委員会後援名義の承認等について（1～6月分）</p>	<p>教育長</p> <p>教育総務課長</p> <p>教育長</p>	<p>成について」である。令和4年4月に施行された改正文化財保護法において、地方公共団体が条例の定めるところにより、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを対象に、これを登録簿に登録し、その保存活用のための必要な措置を講ずることができる制度が新設された。この登録制度の利点は、幅広く文化財の裾野を広げ、保存活用を図り、後世へ継承していくことを推進することができるものである。現在のところ、本市の文化財保護条例にこの地方登録制度に関する条文は規定されていないが、今後、地域計画の作成を視野に入れた新しい文化財の発掘や、指定文化財には至らないものの、保存活用のための措置が特に必要と判断される文化財が出てくることが予想される。これらの文化財については登録簿を整備し、郷土資料館での展示や文化財をテーマにした講座の開催、又は観光資源として活用することが期待できる。市の歴史や文化の特徴を語るものを幅広く保護し、羽生市の特徴ある文化財を後世へ伝えていくため、文化財の調査の進捗に合わせて、地方登録制度の条例化について検討していきたいと答弁した。</p> <p>報告事項2について、教育総務課長から説明を求めた。</p> <p>後援名義の使用承認及び羽生市教育委員会教育長賞の交付に関する承認・不承認の状況は、後援名義、申請25件の内、承認24件、不承認1件であった。共催名義、協賛名義、推薦名義の使用は無かった。後援の不承認は、「多種目スポーツ体験会」が不承認となったもので、申請者が市外の団体であった。市外の団体に対する承認は、市内における活動実績があり、スポーツ、文化などの振興を増進する事業を実施するものである。本件申請者については、現時点で市内における活動実績がないため、不承認としたものである。羽生市教育委員会教育長賞の交付は、申請5件のうち、承認5件であった。</p> <p>報告事項3について、学校給食センター所長から説明を求めた。</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>報告事項3 学校給食への「フィリピン料理」の提供について</p>	<p>学校給食センター長</p>	<p>6月は食育月間のため、6月29日に食から国際感覚を体験することをねらいとして、羽生市の姉妹都市バギオ市にちなんだフィリピン料理を学校給食で提供した。献立の内容は、フィリピン料理3品とご飯、牛乳であった。栄養士の思いや工夫した点は、「ここ2・3年コロナ禍で外出が制限されている中で、給食を通じて外国を感じてもらえたら嬉しい。小学校1年生から中学校3年生まで給食を提供しているため、食べやすい味付けに調整している。」であった。</p> <p>児童生徒や保護者へは、献立表に載せ周知し、また給食の時間には給食一口メモとして料理の説明を校内放送した。</p> <p>村君小学校への取材では、食事中は黙食だったが、お替りをして完食していた。子どもたちのコメントは、「いつもお替りをしている。普段から大好きで、とてもおいしい。肉も野菜もたくさん入っていておいしかった。」であった。今回、子どもたちの感想を聞くことや表情を見ることができ、とても良い機会となった。</p>
<p>報告事項4 令和4年度PTA活動研究委嘱について</p>	<p>教育長</p>	<p>報告事項4から6について、生涯学習課長から説明を求めた。</p>
<p>報告事項5 羽生市公民館の臨時休館について</p>	<p>生涯学習課長</p>	<p>令和4年度のPTA活動研究事業については、羽生南小学校PTAに委嘱し、家族の持つ教育力の向上に視点をおいた活動の研究実践に取り組んでもらう。また、その成果は令和5年度羽生市PTA連合会総会において報告する。羽生南小学校PTAには、研究活動費として5万6000円が支給される。</p> <p>羽生市公民館管理規則第2条第2項の規定に基づき、8月13日土曜日から、8月15日月曜日までの3日間を臨時休館とする。</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>報告事項6 高校生インストラクター講座「一高生とかわいいシュシュを作ろう！」の開催について</p>	生涯学習課長	<p>埼玉県立羽生第一高等学校の家庭部生徒を講師とする高校生インストラクター講座を開催する。日時は令和4年9月25日、日曜日午前10時から午前11時30分まで、場所は羽生第一高等学校被服室である。講座内容はミシンを使ったシュシュ作りである。シュシュという、髪留めに使う中にゴムの入った飾りをミシンで作る。対象は市内の小学5年生以上、募集人数は15名とし、募集は広報はにゅう8月号に掲載の上、先着順で、8月31日水曜日まで受け付ける。今回は埼玉県の公開講座「手作り小物を作ろう！」との同時開催である。</p>
	教育長	<p>報告事項に関し、質問・意見を求めた。</p>
	高瀬委員	<p>PTA関係で、最近、小学校のPTA連合会が全国協議会を脱退するという記事があったが、羽生市のPTA連合会、若しくは埼玉県PTA連合会の動静について、どのような状況なのか。</p>
	生涯学習課長	<p>先日、東京都の小学校PTA連合会が、日本PTA全国協議会を脱会する方針となった、という報道があった。埼玉県のPTA連合会については、この日本PTA全国協議会には加盟していない。羽生市は、この埼玉県PTA連合会に加入をしておらず、平成28年に一旦休会している。これは加須市も行田市も同じ状況である。近隣市町村である羽生市、加須市、行田市のPTA連合会が北埼玉地区PTA連絡協議会を組織し、相互の連絡調整、研修等を実施している。現在の活動は、このまま継続すると思う。今回の報道を受け、今後PTA連合会の総会、役員会等で議題があった場合は、そこで協議があると考えている。</p>
	平野委員	<p>児童生徒の携行品に係る持ち帰りについて、最近ランドセルを転がして移動するものが発売されており、一部で使用されている。羽生市では使っている生徒がいるのか、それに対してどう考えているのか。</p>

会議事件名	て ん 末	
	学校教育課長	<p>ランドセルではなくカートというか、そちらの使用はいない。ランドセル以外の使用については、例えば怪我をしたときは斜めがけのカバンを持ってきたりするが、それ以外についてはランドセルを使うのが原則である。</p>
	平野委員	<p>要望があれば、特に問題がなければ認める方向か、それとも、その場その都度で考えるのか、今のところどうか。</p>
	学校教育課長	<p>保護者から要望があった場合は、個別に検討したいと考えている。</p>
	教育長	<p>7月8日の校長研究協議会で、具体的に内容を示した持ち帰りの範囲についてはどうか。</p>
	学校教育課長	<p>持ち帰りの範囲については、先日の校長研究協議会で教育委員会の指示事項として、子どもたちの負担にならないような配慮を行うよう指示した。</p>
	教育長	<p>文部科学省から出ている通知を再度配布して校長研究協議会の時に繰り返し説明し、子どもたちの実態に応じて、また発達段階に応じて、学習上の必要性等も考えて対応するよう教育委員会から話した。</p>
	岩崎委員	<p>先日、新郷第一小学校を訪問し、小学生の吸収はすごいと感じた。積極的にパソコンを使った授業を見学し、上手に操作しながら授業に参加しているのが印象的だった。小学校の使用頻度は、かなりの割合で活用していると感じ、中学生は少ないかと感じているがどうか。</p>
	学校教育課長	<p>中学校の学習パソコンの使用について、各学校に確認した。授業の内容によっては、タブレットを使う場合が効果的な場面又は紙のこれまでの教科書を使った方が生徒の理解が深まる場面を検証しながら、併用しつつ授業を進めている。</p>
	柿沼委員	<p>スクールアドバイザーの設置について、近隣や県内の状況はどうか。</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>日程第3 議案第40号 羽生市学校給食センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則</p>	学校教育課長	<p>近隣他市町で設置しているところはない。県内も調べた範囲では設置していない。代わりに、埼玉県教育局のスクールロイヤー制度の活用を考えている市町が多かった。</p>
	教育長	<p>報告事項については、よろしいか。</p>
		<p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>議案第40号について、学校給食センター所長から説明を求めた。</p>
	学校給食センター所長	<p>この改正は令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費の2か月分を減免することに伴い、羽生市学校給食センター設置及び管理条例施行規則の附則に令和4年度分の給食費の特例を加えるものである。なお、この規則は、公布の日から施行する。</p>
	教育長	<p>議案第40号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし。</p>
教育長	<p>議案第40号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>	
教育長	<p>議案第40号は、可決された旨宣した。</p>	

会議事件名	て ん 末	
<p>議案第41号 羽生市学校給食センター運営協議会委員の委嘱又は任命について</p>	教育長	<p>議案第41号について、学校給食センター所長から説明を求めた。</p>
	学校給食センター所長	<p>羽生市学校給食センター運営協議会規則第3条の規定により、委員を委嘱し、又は任命することについて議決を求めるものである。任期は、令和4年7月13日から令和5年3月31日までである。</p>
	教育長	<p>議案第41号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし。</p>
	教育長	<p>議案第41号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>議案第41号は、可決された旨宣した。</p>
<p>議案第42号 羽生市永明寺古墳魅力づくり審議会委員の委嘱について</p>	生涯学習課長	<p>羽生市永明寺古墳魅力づくり審議会委員に欠員が生じたことから、羽生市永明寺古墳魅力づくり審議会要綱第2条の規定により、羽生市永明寺古墳魅力づくり審議会委員を委嘱することについて議決を求めるものである。任期は、前任者の残任期間である令和5年7月13日までである。</p>
	教育長	<p>議案第42号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>
	教育長	<p>議案第42号については、よろしいか。</p>

会議事件名	て ん 末	
<p>議案第43号 公民館運営審議会委員の委嘱について</p> <p>議案第44号 羽生市体育館指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命について</p>	教育長	<p>異議なしの声あり</p> <p>議案第42号は、可決された旨宣した。</p>
	教育長	<p>議案第43号について、生涯学習課長から説明を求めた。</p>
	生涯学習課長	<p>公民館運営審議会委員に欠員が生じたことから、羽生市公民館運営審議会設置条例第2条第2項の規定により、公民館運営審議会委員を委嘱することについて議決を求めるものである。任期は、前任者の残任期間である令和5年3月31日までである。</p>
	教育長	<p>議案第43号について、質問・意見を求めた。</p> <p>特になし</p>
	教育長	<p>議案第43号については、よろしいか。</p> <p>異議なしの声あり</p>
	教育長	<p>議案第43号は、可決された旨宣した。</p>
	教育長	<p>議案第44号について、スポーツ振興課長から説明を求めた。</p>
	スポーツ振興課長	<p>羽生市体育館指定管理者選定委員会設置要綱第3条の規定により、体育館指定管理者選定委員会委員を委嘱し、又は任命することについて、議決を求めるものである。任期は、令和4年8月1日から、市と指定管理者が協定を締結するまでである。</p> <p>議案第44号について、質問・意見を求めた。</p>

会議事件名	て ん 末	
閉会		特になし
	教育長	議案第 44 号については、よろしいか。
	教育長	異議なしの声あり
	教育長	議案第 44 号は、可決された旨宣した。
	教育長	次回教育委員会日程について、事務局より説明の旨。
	教育総務課長	8 月定例教育委員会は、8 月 10 日 午後 1 時 30 分より、301 会議室にて開催する。
	教育長	閉会を宣した。
		教育長 _____ 委 員 _____ 委 員 _____ 書 記 _____